

# GYODA 11

Nov.2015

No.833

\*市報ぎょうだ\* CITY PUBLIC RELATIONS



特集 図書館大好き!!

P.2

忍川・さきたま調節池・  
酒巻導水路が変わる…

川のまるごと  
再生プロジェクト展開中!





## 子育てのプロにインタビュー



図書館は  
子どもの成長にとって  
最適な場所

島田ユミ子さん(NPO法人  
子育てネット行田代表理事)

4カ月健診で乳児に絵本をプレゼントする事業が「ブックスタート」です。会場となっている保健センターでは、かわいいミニ絵本に興味を示す乳児と、その姿を母親が見てうれしそうな表情を浮かべているのをよく目にします。

その他にも図書館では、楽しいダンス、おもちゃ作り、ミニ講話など子どもの心の成長に向けて絵本を使った参加型学習の事業を展開しています。多くの絵本や人との出会いが、子供たちの感受性を豊かにします。未来を切り開く子供たちにとって、図書館は大切な存在なのではないでしょうか。



## 親子の絵本講座

絵本を通じて親子のコミュニケーションを深めたり、子育て中の親同士で交流を図ったりすることができます。



## 移動図書館

絵本や児童書を積んでいる移動図書館車が、市内11小学校を巡回しています。児童らは自分のお気に入りの本を楽しそうに探しています。

## インタビュー 移動図書館を利用して



栗原萌斗くん  
(埼玉小学校6年生)

移動図書館が来るのが  
楽しみです

学校の図書室には無い本がそろっていて、毎回移動図書館が来るのを楽しみにしています。

今日は、小説を借りました。

## 最新作が多いのがいい

歴史漫画やディズニーの本をよく借ります。周りにも利用している子がたくさんいます。今後は学校の授業で生かせる本も入れて欲しいです。



早乙女遥香さん  
(泉小学校5年生)



今月は「読書の秋」ということで、市立図書館に注目しました。市立図書館には、子供たちの興味を引くさまざまな本がいっぱい。また、ボランティアの皆さんの協力により、楽しいイベントも開催しています。ここでは、子供たちの成長に合わせた図書館事業や、それを支えるボランティアの皆さんの思いを紹介します。

## 図書館は子供たちの笑顔と共に

恐竜の図鑑を広げ、何やら楽しそうなお父さん。市立図書館では、こういった温かい気持ちになるシーンをよく見かけるのではないのでしょうか。本を読みながら幸せな時間を過ごせる場所、それが図書館なのです。

## 親子が心を通わせるとき

図書館では「お腹の中から始まる読書体験」をコンセプトに、胎児期から学童期まで子供たちの成長を応援しています。妊娠したお母さんにはマタニティ読書手帳を渡し、お腹の赤ちゃんへの読み聞かせを薦めています。そして、保健センターの4カ月健診で実施しているブックスタートでは、2冊の絵本を親子に手渡します。鮮やかな絵本をじっくりと見つめ、時にははじける笑顔を見せる赤ちゃん。「ぶーぶー、びりびり、ぷっぷー」初めて聞く音に興味津々の表情を浮かべます。そんなわが子の様子に、お母さんも思わず顔がほころびます。

私たちの身の回りにはテレビやDVD、スマートフォンなど、子供たちの視覚を刺激するものがたくさんあります。絵本はそれとは違って動いたり、音を出したりすることはありません。しかし、お母さんやお父さんが優しい声で何度も繰り返し読んでくれた絵本は、子供たちの心を満たしてくれるはずですよ。

## 本はともだち

子供たちが小学1年生になると「セカンドブック」として、20冊の中から選んだ1冊を図書館がプレゼントしています。贈呈式で本を受け取った子供たちは晴れやかで、今から開く本の世界にわくわくしています。また、図書館から遠方にある市内の11小学校には、月1回移動図書館車が巡回しています。「恐い本は他にないですか」「歴史の本これで5冊目だよ」。子供たちは、本を読む喜びを抑えきれない様子で、たくさん本を抱えてやってきます。



## 大人のための朗読会を開催

絵本や小説など多様なジャンルの作品に音楽や映像を織り交ぜ、味わい深い朗読会を開催します。黙読とは一味異なる言葉のリズムを、ぜひお楽しみください。

- ▶日時 11月17日(火)午後1時30分～3時30分
- ▶場所 中央公民館第1学習室(「みらい」内)
- ▶予定プログラム(一部抜粋)
  - ・悪魔のりんご(絵本)
  - ・小僧の神様(小説)
  - ・なんらかの事情(エッセー)
- ▶定員 80人
- ▶協力 行田朗読の会
- ▶申し込み 事前に図書館で配布している申込書に必要事項を記入して提出するか、電話で申し込みください。



「図書館おはなしのへや」でのおはなし会の様子。子供たちは、物語の世界にすっかり引き込まれています。

## ボランティアに 支えられて

乳幼児から学童に対して、図書館が要にしている事業が「読み聞かせ」です。月に7回行われる定例のおはなし会は、乳幼児を対象にしたもの、英語によるものなどがあり、趣向を凝らしながら子供たちを本の世界に誘います。この事業は、地域の読み聞かせボランティアによって支えられています。

### 時間と空間を共有する

現在、図書館では4つのボランティア団体がおはなし会を開催しています。絵本や紙芝居はもちろん、手遊び、パネルシアター、ときには手作りの道具を持参して会を盛り上げます。ボランティアの方からは「子供たちの思いがけない反応にわくわくします」「豊かで自由な想像力に驚かされます」との声を聞きます。そして皆さんが口をそろえて話すのが、子供たちから笑顔というプレゼントをもらっているということです。物語の世界を通して、子供たちと空間を共有することは、ボランティアにとってかけがえのない時間となっているのかもしれない。

### 欠かせない ボランティアの力

現在、図書館で行われている事業は、ボランティアの力無しでは成立しません。おはなし会をはじめ、図書館事業のさまざまな場面でボランティアの方が活躍しています。秋に開催する「大人のための朗読会」もその一つ。行田朗読の会の協力によ

り、今年で13回目を迎えます。「大人の方にも耳から味わう読書体験をしてほしい」という思いで練習を重ね、毎年爽やかな会を作り上げていきます(詳細は左の記事を参照)。

ボランティアの皆さんは「本の魅力を伝えたい」「本を通じて子供たちの成長を見ていきたい」と熱意を持って事業に当たっています。そういった方々と共にすてきな空間を築いている市立図書館で、「読書の秋」を過ごしてみたいか、でしょうか。

### 心に残る 朗読会にしたい

行田朗読の会 会長  
野原恵美子さん(長野)



大人のための朗読会は、絵本をはじめ小説、文芸作品、エッセーなどバラエティに富んでいるところが特徴です。映像なども使って物語の世界を表現していますので、聞いてくれた方から高い評価を受けています。来てくれた方に心に残るような朗読会にしたいと思います。

## 読み聞かせボランティア養成講座(初級)

ボランティアとして読み聞かせの経験のない方、もしくは経験の浅い方のために、基礎的技術や知識を学ぶ講座です。これから読み聞かせを始めたいという方はぜひご参加ください。

- ▶日時 11月27日(金)、12月11日(金)、平成28年1月22日(金)、2月5日(金)(全4回)午前10時～正午
- ▶場所 図書館ミーティングルーム
- ▶対象 次の全てに該当する方
  - ・ボランティア活動希望者
  - ・4日間講座に参加できる方
  - ・市内在住の方
- ▶講師 近藤幸子さん、中村涼子さん(浦和子ども本連絡会)
- ▶定員 15人程度
- ▶申し込み 事前に図書館で配布している申込書に必要事項を記入して提出するか、電話で申し込みください。



### インタビュー

#### ボランティアの 皆さんの読み聞 かせに、娘は大 喜びです

野見山恵美子さん(佐間)  
結衣ちゃん(4歳)

今年から幼稚園に通い始めて、7月からよく図書館に通うようになりました。おはなし会に参加したのは、今回で6回目です。ボランティアの方が大型絵本「ありとすいか」の読み聞かせを行うと、娘は「とても面白かった」と笑顔を浮かべていました。

### インタビュー

#### 子どものキラキラした瞳を見るとやりがいを感じます

読み聞かせをするときは、もちろん子供たちに絵本を好きになってももらいたいという気持ちがあります。また、「自分の

毎月1回、図書館でのおはなし会をはじめ、泉小学校、北小学校、太田西小学校、皇宮小学校で朝の会や授業で読み聞かせを行っています。読む本はさまざま。絵本やグリム童話、日本の昔ばなしなど子供たちが関心を寄せる質の高い本を選定するように心がけています。

この活動を通して、私は非常にやりがいを感じています。子供たちが瞳をキラキラ輝かせながら話を聞いている姿を見ると、充実している自分に気付かされます。本が好きで子どもが好きな方は、私たちと一緒に活動を始めてみませんか。



おはなしタンバリン部長  
柏原令子さん(藤田町)



## 夕暮れ時早めのライト点灯運動を実施しています

交通事故は、夕暮れ時から夜間の時間帯に多く発生する傾向があり、特に午後4時から6時の間に最も多く発生しています。そこで、埼玉県および埼玉県警察では、埼玉県交通安全対策協議会と協力をして、11月から12月の2カ月間に「夕暮れ時早めのライト点灯運動」を展開し、県民総ぐるみで交通事故防止を図ります。

市民の皆さんも、夕暮れ時は早めにライトを点灯し、交通事故防止にご協力をお願いします。

- ▶ 推進期間 11月1日(日)～12月31日(休)
- ▶ 問い合わせ 防災安全課交通担当(内線284)

## 行田市交通指導員会が表彰されました

9月15日に埼玉会館大ホールで、本市の交通指導員会が交通安全功労団体として「平成27年度関東管区警察局長・関東交通安全協会連合会長連名表彰」を受賞しました。

この賞は、地域・職域で交通安全活動を積極的に推進し、交通事故防止に顕著な功績のあった団体に送られるものとなっています。平成3年に設立以降、児童・生徒への立哨指導や保育園、幼稚園、小学校などへ出向いての交通安全教室など日頃の功績が認められたことから、このたびの受賞となりました。

- ▶ 問い合わせ 防災安全課交通担当(内線284)

## 万が一の災害に備え、地震ハザードマップ 洪水ハザードマップをご利用ください

東日本大震災をはじめ茨城県や宮城県での豪雨災害など、近年大規模な災害が発生しています。このような災害が万が一発生しても、落ち着いて行動ができるように地震ハザードマップや洪水ハザードマップをご利用ください。なお、これらのハザードマップは防災安全課と各公民館で配布しています。

防災・減災は日ごろからの備えが大切です。いざというときのために、各ハザードマップを参照して家族みんなが防災への意識を高めましょう。

- ▶ 問い合わせ 同課防災担当(内線282)



## 行田市まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)などに対する意見を募集します

市では、現在、行田創生に向けて、長期的な人口推計や将来展望を示す「行田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」と、今後5年間で取り組む施策などを示す「行田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を進めています。

このたび、両計画の素案がまとまりましたので、市民の皆さんから広く意見を募集します。

- ▶ 募集期間 11月5日(休)～12月4日(金)
- ▶ 閲覧場所 企画政策課、市政情報コーナー、南河原支所(開庁時間内に限ります)※市ホームページからも閲覧可
- ▶ 意見を提出できる方 次のいずれかに該当する方
  - ①市内在住・在勤・在学の方
  - ②本市で事業を行っている方または団体など

- ③本市に対して納税義務を有する方または団体など
- ④当該計画に対して利害関係を有する方または団体など

▶ 意見提出方法 住所、氏名、電話番号(法人などの団体の場合は、事務所の所在地、名称、代表者の氏名、電話番号)を明記の上(様式自由)、持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法で提出してください。【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市企画政策課【FAX】553-1355【Eメール】kikakuseisaku@city.gyoda.lg.jp

▶ その他 提出された意見は、個人を特定できないよう編集し、概要を市ホームページで公表します。また、意見に基づいて計画を修正した場合は、その内容を公表します。なお、個別には回答しません。

- ▶ 問い合わせ 同課企画・改革担当(内線311)

## 行田市地域防災計画(改定案)の意見を募集します

埼玉県では、近年全国各地で甚大な被害をもたらす自然災害の教訓、社会情勢の変化により地域防災計画を改訂しており、市でも行田市地域防災計画の改訂作業を進めています。このたび、本計画の改訂に当たり、市民の皆さんから意見を募集します。

- ▶ 募集期間 12月1日(火)～25日(金)
- ▶ 閲覧場所 防災安全課、市政情報コーナー(開庁時間内に限ります)※市ホームページからも閲覧可
- ▶ 意見提出方法 住所、氏名、電話番号を明記の上(様式自由)持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法で提出してください(当日消印有効)。【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市防災安全課【FAX】556-2117【Eメール】bosai@city.gyoda.lg.jp
- ▶ 問い合わせ 同課防災担当(内線282)

## 防災行政無線を用いた全国一斉の情報伝達試験を実施します

消防庁では、地震などの災害時に備え、全国瞬時警報システム(Jアラート)を活用した防災行政無線などの全国一斉情報伝達試験を実施します。

- ▶ 試験日時 11月25日(水)午前11時ごろ
- ▶ 放送内容 これは、試験放送です。(3回繰り返し)こちらは、防災行田です。
- ▶ 問い合わせ 防災安全課防災担当(内線282)

## 洪水災害に備え、避難勧告などに関する判断と市民への広報について確認しました

台風18号による記録的な豪雨で、茨城県や宮城県では堤防が決壊するなど甚大な被害が発生しました。

こうした事態は対岸の火事ではなく、本市においても堤防の越水や決壊を想定し、避難勧告などを適切に実施するため、9月17日に関係部署職員、消防団および警察による連絡調整会議を開催しました。

この会議では、避難勧告などを発令する際に、市の防災行政無線や緊急速報メール、広報車だけでなく、消防団や警察の緊急車両による広報活動の協力体制の再確認を行いました。

- ▶ 問い合わせ 防災安全課防災担当(内線282)



連絡調整会議の様子

## 平成28年版埼玉県民手帳を販売しています

埼玉県民手帳は、埼玉県や県内市町村に関する各種統計が掲載された手帳です。ぜひお買い求めください。

- ▶ 販売日時 12月18日(金)まで午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)
- ▶ 販売場所 企画政策課

価格	規格	色	備考
500円(税込み)	14cm×8.5cm	黒	月間予定表部分が横罫式
		グレイッシュブルー	月間予定表部分が升目式



- ▶ 問い合わせ 同課統計担当(内線310)



# 敬老祝賀式典を開催しました

9月5日、「みらい」文化ホールで敬老祝賀式典が行われ、敬老模範家庭4世帯、三夫婦世帯1世帯および金婚夫婦207組の方々が表彰され、工藤市長から表彰状と記念品が贈呈されました。表彰された敬老模範家庭と三夫婦世帯の方々は次のとおりです。(地区・自治会順・敬称略)

**敬老模範家庭**  
 畠山 恒雄 (忍地区・第二天満)  
 酒井 美代子 (忍地区・矢場一丁目)  
 高島 弘子 (長野地区・三枚南部)  
 今村 しのぶ (南河原地区・南河原一区)  
**三夫婦世帯**  
 高橋 彦次郎 (埼玉地区・野原)



工藤市長から表彰を受ける今村しのぶさん

▼問い合わせ  
 当(内線225) 高齢者福祉課高齢福祉担当

## 市内にお住まいの高齢者の状況 (9月1日現在)

- ・最高年齢…【男性】102歳  
 【女性】105歳
- ・100歳以上…39人  
 (男性4人・女性35人)
- ・75歳以上…10,093人  
 (男性4,032人、女性6,061人)
- ・65歳以上…23,062人  
 (男性10,380人、女性12,682人)
- ・高齢化率…27.51パーセント

# 高齢者福祉サービスを紹介します

市では、高齢者の皆さんの健康保持や日常生活を支援するため、さまざまなサービスを実施しています。※いずれのサービスも、世帯の課税状況などにより給付の水準などが異なる場合があります。

## ①乳酸飲料などの配達サービス

乳酸飲料などを自宅へ配達するとともに、安否確認を兼ねた見守りサービスです。

### ▶対象

- ①65歳～74歳の1人暮らしの方で、身体的理由などにより見守りが必要な方
- ②75歳以上の1人暮らしの方

※いずれも見守りが行われている、または見守りを目的とした他のサービスを受給している場合は対象外

▶利用者負担 無料

▶配達 週3回・3本(隔日)

## ②配食サービス

栄養バランスの取れた食事を配達することにより、健康の保持・増進に寄与するとともに、安否の確認を兼ねた見守りサービスです。また、糖尿病の方にも対応しています。

▶対象 65歳以上で構成される世帯で、自ら食事の用意をすることが困難で他の方からも食事の提供を受けられない状況にある方

▶利用者負担 1食当たり400円

▶配達 1人当たり週4食(土・日曜日を含む)まで

※希望の曜日と昼・夕食のいずれかを選択できます。

## ③在宅高齢者緊急通報システムサービス

自宅に設置された緊急通報装置を使用して緊急通報センターに通報し、救助を速やかに受けられるようにすることで、日常生活上の不安などを和らげ、安心感を得ることのできるサービスです。

▶対象 同一敷地内に親族がいない65歳以上の1人暮らしの方など

※自宅に固定電話が設置されている方に限ります。

▶利用者負担 設置に要する額の1割など

## ④紙おむつの給付(宅配)サービス

紙おむつを配達することにより、本人および家族の精神的・経済的負担を軽減するサービスです。

▶対象 65歳以上の寝たきりまたは認知症の方で、現在、在宅で介護を受けている方

※一定の基準あり

▶利用者負担 無料

▶配達 委託業者が自宅へ毎月配送

▶問い合わせ 市の高齢者福祉サービスについては高齢者福祉課高齢福祉担当(内線225)、いきいき元気サポート制度や福祉車両の貸し出しなどについては行田市社会福祉協議会 ☎557-5400

## ⑤介護慰労手当の支給

要介護認定を受けた方などを介護する家族の労をねぎらうため、手当を支給しています。

▶対象 要介護度4以上で寝たきりの状態が6カ月以上継続している方または65歳以上で重度の認知症が6カ月以上継続している方を、現在、在宅で介護している家族の方

※一定の基準あり

▶支給額 1カ月5,000円(支給月は4月・8月・12月)

## ⑥安心・安全情報キットの配布

かかりつけ医や服用薬などの医療情報、緊急連絡先などを記入した用紙をペットボトル容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管するもので救急隊員の迅速かつ適切な処置につなげるものです。

▶対象 おおむね65歳以上の1人暮らしの方、高齢者のみ世帯の方、日中独居の方など

▶利用者負担 無料

▶配布物 安心・安全情報キット一式(ペットボトル容器1本、安心・安全情報シート2枚、ステッカー2枚)および説明文

▶その他 シートは2枚配布します。1枚を市に提出していただければ、緊急時の情報として活用します。※提出は任意です。

## ⑦地域包括支援センターによる総合相談事業

市内に4カ所ある地域包括支援センターでは、介護・福祉・健康・医療などさまざまな相談を受け付けています。また、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方を法的に支援する「成年後見制度」についても相談することができます。

### 地域包括支援センター一覧

名称	担当地区	電話番号
地域包括支援センター 緑風苑	北河原・須加・長野・佐間	557-3611
地域包括支援センター まきば園	行田・荒木・星河・星宮・南河原	550-1777
地域包括支援センター 社幸会	太井・持田・下忍	552-1123
地域包括支援センター ふあみいゆ	忍・太田・埼玉	558-0088

※市で実施するものの他、行田市社会福祉協議会でも「いきいき元気サポート制度」や福祉車両の貸し出しなど、さまざまなサービスを提供しています。

## 体力づくりで介護予防 ～フィットネスクラブ提携事業～

# 「チャレンジ・ザ・ジム！」

年齢を重ねるごとに体力や身体機能は少しずつ低下していきます。病気や老化が原因での衰えが大きくなると、介護が必要になることもあります。そうなる前に予防して、住み慣れた地域で生き生きと安心して暮らし続けられるよう、体力や身体機能の維持・向上を目指して健康づくりをしましょう。

ご自身の体力や興味、生活スタイルに合わせてフィットネスクラブを選び、楽しみながら運動習慣を身に付けられるよう、この機会に参加してみませんか。

### フィットネスクラブ一覧

クラブ名	住所	設備	特徴
スポーツフィールド	緑町8-8	ジム・プール・スタジオ	ジャグジーやサウナが充実。無料のコーヒーが飲めるラウンジもあります。目的に合わせたジムプログラムもあります。
フィットネスクラブ BEST行田	押上町11-1	ジム・プール・スタジオ	サウナやジャグジー、露天風呂(男女それぞれ)を完備。
カーブス	向町13-22	ジム	女性限定(会員もスタッフも女性のみ)。女性でも扱いが簡単な器具で30分間のプログラムを実施。

▶実施期間 平成28年1月4日(月)～3月31日(休)

▶内容 一覧の中からフィットネスクラブを選択し、3カ月間で12回通い、運動メニューなどを実施します。

### ▶対象

- ・市内在住の65歳以上の方
- ・医師から運動制限を受けていない方

・介護保険料の滞納のない方

・本事業に一度も参加したことがない方

▶定員 100人(先着順)

▶自己負担額 3,600円(1回300円×12回分)

▶申し込み 11月16日(月)～12月25日(金)に直接高齢者福祉課

▶問い合わせ 同課地域支援担当(内線278)



## 田んぼアートのギネス世界記録® 認定を宇宙人が祝福

「市報ぎょうだ」などでお知らせしたとおり、9月8日に本市の田んぼアートが世界最大のものとしてギネス世界記録に認定されました。この作品には、小惑星探査機「はやぶさ2」や宇宙服を着た男の子など宇宙をイメージしたものが描かれていますが、「宇宙つながり」として宇宙人がお祝いに駆けつけた様子を、市ホームページのぎょうだ動画チャンネルや動画共有サービス「ユーチューブ」で配信しています。ぜひ、ご覧ください。



▶問い合わせ 広報広聴課広報広聴担当(内線318)

## ご参加ください「市政懇談会」

市民の皆さんの声を聴き、市政について意見交換を行う「市政懇談会」に参加してみませんか。

次の地区を対象に懇談会を開催しますので、ぜひご参加ください。

▶開催日時・場所 【須加地区】12月11日(金) 午後7時～8時30分・須加公民館

▶対象 該当地区に住んでいる方  
▶その他 申し込みは不要です。直接会場にお越しください。

▶問い合わせ 広報広聴課広報広聴担当(内線318)

## 「市長への手紙」④7

このコーナーは、手紙や電子メールなどにより、市長へご意見・ご提言などをいただいたものの中から、その一部を紹介するものです。なお、原則として回答を希望するものを紹介しています。

▶問い合わせ 広報広聴課広報広聴担当(内線318)

### 意見

行田市は将来消滅都市の該当となっているが、消滅都市にならないような対策を行っているのか。

### 回答

昨年5月に「日本創生会議」が「消滅可能性都市」を発表してから、全国的に人口減少や地方創生に対する取り組みが本格化しています。本市では、こうした動きや国・他自治体に先駆けて平成25年度に「定住促進基本条例」を制定するとともに、「定住促進基本計画」を策定し、「住む・育む・働く」の定住促進分野と「魅力アップ・情報発信」の交流促進分野において、61の施策を位置付けて総合的な人口減少対策に取り組んでいます。

具体的に「住む」の分野では、子育て世帯定住促進奨励金の交付、住宅取得を官民連携で支援する「住まいる行田プロジェクト」などの実施を、また、「育む」の分野では、新たな子育て拠点施設「キッズプラザあおい」、切れ目のない妊娠・出産体制を構築する「子育て包括支援センター」の開設や小・中学校全学年における少人数学級編制事業などの実施を、さらに「働く」の分野では、企業立地奨励金の交付や市内中小企業を支援するエコノミック・ガーデニング事業などを実施しています。

また、本市では今年を「行田創生元年」と位置付け、長期的に将来人口を展望する「人口ビジョン」と、人口減少対策の方向性や施策を位置付ける「総合戦略」の計画策定に官民連携して取り組んでいます。

今後、これらの計画に本市の地域資源や特性を生かした、行田ならではの施策を位置付け、人口減少対策に計画的かつ重点的に取り組むことにより、将来にわたって活力あふれる行田のまちの実現を図っていきます。

### 意見

若者に「行田市」の知名度が向上するような対策を講じてほしい。

### 回答

映画「のぼうの城」の舞台としての他、首都圏に城址が整備された城下町は少ないことや歴史ブームなどにより「忍城址」でイベントなどが開催されることもあり、本市を訪れる観光客が増えております。

今後においても「忍城址」をはじめギネス世界記録®に認定された「田んぼアート」や「古代蓮の里」など豊富な観光資源を県内はもとより全国的に知っていただくため、新聞やテレビなどさまざまなメディアを活用し本市の魅力を発信していきます。

### 意見

J R行田駅前の開発について

### 回答

J R行田駅は、昭和41年7月に開業して以来、市民の皆さんをはじめ観光客など多くの皆さんにご利用いただいている南の玄関口であります。本市では、J R行田駅周辺を都市拠点として位置付け、交通の要衝として都市機能の充実を図るとともに、誰もが利用しやすい環境を整備することとしています。こうしたことから、J R行田駅周辺の市有地や民間の駐車場となっている低・未利用地の活用を含め、都市拠点としてふさわしい魅力ある駅前の機能形成を目的に、地域住民や関係団体の意見を伺いながら、平成27年3月にJ R行田駅前広場周辺再整備基本計画を策定しました。

今後、本計画の実現に向けて重点的に取り組み、J R行田駅周辺の活性化に努めていきます。



長谷川さくさん

▼問い合わせ 高年齢福祉課高年齢福祉担当(内線225)

平成27年度に100歳を迎えられる17人の皆さんの中から、3人の方を市長が表敬訪問し、国から預かった内閣総理大臣の祝い状および銀杯と共に市からの記念品をお届けし、長寿を祝福しました。



前島喜代さん



山口永通さん

## 特別障害者手当、障害児福祉手当のお知らせ

### 特別障害者手当

▶支給額 月額26,620円

▶対象 20歳以上で身体または精神の重度の障害により、日常生活において常時特別な介護が必要な状態の方  
※施設に入所中の方や3カ月以上継続して入院している方は受けられません。

### 障害児福祉手当

▶支給額 月額14,480円

▶対象 20歳未満で障害や疾病などにより、日常生活において常時介護が必要な状態の方  
※施設に入所中の方や障害を支給事由とする年金を受給している方は受けられません。

▶その他 申請を受け付けた月の翌月分から支給の対象になります。なお、原則として専用の診断書により、「常時(特別な)介護が必要な状態」に該当するかどうかの審査がありますので、申請しても手当がもらえないことがあります。※どちらの手当にも所得制限があります。

▶問い合わせ 福祉課障害福祉担当(内線265)

## 北埼玉地域精神保健福祉講演会 「心の病」×「働きたい」～働くためのポイントと体験発表～

精神に障害を抱えている方の就労はなかなか難しいものです。支援機関や就労について講演します。

▶日時 11月27日(金)午後2時～3時30分(午後1時45分から受け付け)  
▶場所 羽生市民プラザ多目的室3(羽生市中央3-7-5)  
▶内容 ・埼玉県障害者雇用サポートセンターの職員や北埼玉障害者就労支援センターの職員から精神障害のある方の就労に向けての話、支援状況  
・当事者から現在就職に向けて準備していること、実践していることについての話

▶対象 精神障害のある方とその家族、精神保健福祉に関心のある方

▶定員 50人(先着順)

▶その他 事前申し込みは不要です。直接会場へお越しください。

▶問い合わせ 福祉課障害福祉担当(内線265)

## 行田市障がい者計画(案)に対する意見を募集します

市では、障害者総合支援法に基づいて見直した障がい者計画(案)の策定を進めています。

このたび、計画の素案がまとまりましたので、市民の皆さんから広く意見を募集します。

▶募集期間 11月12日(木)～12月11日(金)

▶閲覧場所 福祉課、市政情報コーナー、南河原支所(開庁時間内に限ります)※市ホームページからも閲覧可

▶意見を提出できる方 市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所などを有する法人・団体

▶意見提出方法 住所、氏名(法人や団体の場合はその名称と代表者名)、電話番号を明記の上(様式自由)、持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法で提出してください。【持参・郵送】〒361-8601行田市本丸2-5 行田市福祉課【FAX】554-6701【Eメール】fukusi@city.gyoda.lg.jp

### ▶その他

・意見提出に関する個人情報は、本業務の目的以外には使用しません。  
・提出された意見などの原稿の返却および個別の回答は行いません。

▶問い合わせ 同課障害福祉担当(内線266)



**平成28年度  
保育所などの入所の二次申請を受け付けます**

- ▶入所時期 平成28年4月
- ▶対象 保護者の就労などにより、保育所などでの保育の必要のある乳幼児  
※利用に当たっては、市から保育の必要性の認定を受ける必要があります。
- ▶受付期間 11月22日(日)～平成28年1月22日(金)
- ▶申請書類の配布および受付場所 子育て支援課(月～金曜日および日曜日の開庁時間内)
- ▶その他
  - ・二次申請分の入所調整は一次申請分の調整後となるため、調整状況によっては、希望の保育所などに入所できない場合があります。あらかじめご了承ください。
  - ・市外の保育所を利用する場合は、同課に問い合わせください。
  - ・原則として、二次申請締め切り後は入所調整を行いません。
- ▶問い合わせ 同課保育担当(内線263)

**平成28年度  
学童保育室入室の二次申請を受け付けます**

- ▶入所時期 平成28年4月
- ▶対象 保護者の就労などにより昼間常時留守家庭の小学生
- ▶受付期間 11月22日(日)～平成28年1月29日(金)
- ▶申請書類の配布および受付場所 子育て支援課(月～金曜日および日曜日の開庁時間内)
- ▶その他
  - ・二次申請分の入室調整は一次申請分の調整後となるため、調整状況によっては、希望の学童保育室に入室できない場合があります。あらかじめご了承ください。
  - ・入室決定は申し込み順ではなく、お子さんの学年や保護者の就労状況などを審査し、保育の必要性が高い方から入室となります。
- ▶問い合わせ 同課子育て支援担当(内線262)

**児童虐待防止推進月間PRイベント  
「きっずプラザ あおい祭り」を  
開催します**

地域子育て支援拠点は、就学前のお子さんと保護者の方が気軽に遊べて情報交換や子育てに関する相談ができる場です。市内には、水城公園内の「きっずプラザ あおい」の他、6カ所の地域子育て支援拠点を開設しています。

このたび、児童虐待防止推進月間のPRイベントとして「きっずプラザ あおい祭り」を開催します。当日は、現役パパ向けの講座の他、ゆるキャラも来場予定です。たくさんのお子さんの来場をお待ちしています。



吉田大樹さん

- ▶日時 11月28日(土)午前10時～午後3時30分(予定)
- ▶場所 地域子育て支援センター「きっずプラザ あおい」
- ▶講演 「パパと遊ぼう！自宅でするからだを使った遊びかた」  
講師：吉田大樹さん(労働・子育てジャーナリスト/グリーンパパプロジェクト代表)
- ▶その他の内容
  - ・ベビーマッサージ教室
  - ・絵本の読み聞かせ&手遊び会
  - ・ゆるキャラと一緒に記念撮影会
- ▶参加費 無料
- ▶問い合わせ 子育て支援課子育て支援担当(内線292)

**11月はいじめ撲滅強調月間です**

埼玉県は、11月を「いじめ撲滅強調月間」に定め、いじめの根絶に集中的に取り組んでいます。いじめに遭ったり、気が付いたりしたら、1人で悩まずご相談ください。

**よい子の電話教育相談**

- ▶相談日時 24時間365日対応
- ▶連絡先
  - 【子ども専用(18歳以下)】☎0120-86-3192
  - 【保護者専用】☎556-0874
  - 【Eメール相談】soudan@spec.ed.jp



**ヤングテレホンコーナー(埼玉県警察少年サポートセンター)**

- ▶相談日時 月～土曜日(祝日、年末年始を除く)午前8時30分～午後5時15分
- ▶連絡先 ☎048-861-1152

**子どもスマイルネット**

- ▶相談日時 毎日(祝日、年末年始を除く)午前10時30分～午後6時
- ▶連絡先 ☎048-822-7007

**埼玉いのちの電話**

- ▶相談日時 金・土曜日の午後3時～9時30分
- ▶連絡先
  - 【こどもライン(18歳以下)】☎048-640-6400
  - 【相談電話】☎048-645-4343(24時間365日対応)

**さいたまチャイルドライン**

- ▶相談日時 毎日(年末年始を除く)午後4時～9時
- ▶連絡先 【子ども専用(18歳以下)】☎0120-99-7777

**埼玉県こころの電話**

- ▶相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時～午後5時
- ▶連絡先 ☎048-723-1447

**子どもの人権110番(さいたま地方法務局人権擁護課所管)**

- ▶相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)午前8時30分～午後5時15分
- ▶連絡先 ☎0120-007-110

- ▶問い合わせ 埼玉県県民生活部青少年課☎048-830-5858

**11月は児童虐待防止推進月間です  
～子どもを守るためには、地域の見守りが必要です～**

毎年11月は児童虐待防止推進月間です。「児童虐待」は、家庭という密室の中で行われるため他者からは発見されにくく、親が「しつけ」と思っている行為でも、実際に子どもの心や体が傷つく行為であれば、それは虐待となります。虐待から子どもを守るためには、地域の見守りが何よりも必要です。「虐待かもしれない」と気に掛かる家庭がありましたら、通報相談窓口にご連絡ください。

**児童虐待って何**

- ▶身体的虐待 殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせるなどの行為。また、不自然な傷やあざが子どもにある場合も、身体的虐待の疑いがあります。
- ▶性的虐待 子どもへの性的行為の強要。児童の裸を撮影するなど。
- ▶養育怠慢(ネグレクト) 子どもを家に閉じ込める、食事を与えない、お風呂に入れない、自動車の中に放置する、保護者以外の同居人による虐待を放置することなどの行為。
- ▶心理的虐待 言葉による脅し、無視、兄弟間の差別的扱い、子どもの目の前で夫婦げんかやDV(ドメスティックバイオレンス)を行い、心理的に影響を与えるなどの行為。

**小さなサインから子どもを守る**

虐待の多くは家庭内で起こっています。地域で「虐待ではないか」という問題意識を持っていないと、見過ごされてしまいます。また、保育所、幼稚園、学校、保健機関、医療機関などでも、子どものちょっとした「サイン」を見逃さないことが大切です。

**【子育て中の方へ】**

- 次のようなことで悩んでいたら、一人で悩みを抱え込まないで、まずは相談窓口へご相談ください。
  - ・子どもが言うことを聞かず、いつもイライラしている。
  - ・子育てが思うようにならず、つい子どもをたたいたり、怒鳴ったりしてしまう。
  - ・精神的、身体的に自分のことで精一杯で子育てができない。
  - ・パートナーの理解が得られず、周囲の協力も得られない。
- 【子育て中の方をサポートしている方たちへ】
  - ・子育て中の親が孤立しないよう、話し相手になったり、子どもへのあいさつや声掛けなどをしたりして見守ってください。
  - ・「虐待かもしれない」と気に掛かる家庭がいる場合は、相談窓口へ連絡してください。

**虐待と思われる「サイン」**

- ▶子どもの状況
  - ・不自然な傷やあざが多い(特に、腕・足・顔に多い)。
  - ・夜遅くまで外で遊んでいたり、学校や塾から帰宅することを拒んだりする。

- ・夜、何時間も外に出され、家に入れてもらえない。
- ・身体、衣服がとても不潔で、髪の毛も不衛生になっている。
- ・親が夜遅くまで帰らず、年齢の低い子供たちだけで留守番していることが多い。

**▶親の状況**

- ・地域で孤立していて、第三者が子どものことについて意見をしたり、話を聞いたりすると被害的・攻撃的になりやすい。
- ・子どもを置いたまま頻繁に外出している。
- ・子どもに食事をきちんと与えていない。
- ・子どもの傷やあざについて親に話を聞こうとすると、返答が不自然になる。
- ・子どものいる前で、夫婦げんかを頻繁にしている。

**▶地域からの状況**

- ・殴る、蹴るなどの虐待行為を目撃した(親は「しつけ」と言うことがある)。
- ・たたく音や叫び声、泣き声などが頻繁に聞こえる。
- ・夫婦げんかで怒鳴ったりする声などが頻繁に聞こえる(夫婦げんかを目撃することで子どもへの心理的虐待となります)。

この他、心配なことがありましたら、通報相談窓口へご連絡ください。

**通報相談窓口**

児童虐待防止法では、全ての国民の義務として、虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、児童相談所などへ連絡(通告)しなければならないと定められています。虐待の現場を目撃した方や虐待かもしれないと思った方は、次の通報相談窓口までご連絡ください。なお、子どもを守るために連絡(通告)した方の個人情報には伝わりないように配慮し、保護します。

- ・児童相談所全国共通ダイヤル…189(イチハヤク)  
※児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。
- ・行田市虐待防止ホットライン…0120-556-212
- ▶子育てにお悩みの方は、次の相談窓口までご連絡ください。
  - ・行田市子育て総合支援窓口(子育て支援課内) …556-2011
  - ・行田市家庭児童相談室…556-1111(内線268)
  - ・保健センター…553-0053
- ▶子育て経験者による家庭訪問型子育て支援サービスを利用したい方は、こそだて応援専用ダイヤルをご利用ください。
  - ・こそだて応援専用ダイヤル…070-2796-8856

- ▶問い合わせ 子育て支援課子育て支援担当(内線292)



**ご当地ナンバープレート絶賛交付中**



原付バイク(50CC)のご当地ナンバープレートを無料交付しています。忍城をメインとした色鮮やかな配色に加え、忍城の石垣の中には古墳や古代蓮など本市を代表するものが隠れている遊び心満載のデザインです。ぜひこの機会にあなたの愛車にご当地ナンバープレートを付けてみませんか。

- ▶ **交付場所** 税務課
- ▶ **対象** 50CC以下の車両を所有し、本市で登録している方
- ▶ **手続きに必要なもの**
  - ・所有者の印鑑(朱肉を使用するもの)
  - ・現在付いている行田市のナンバープレート
  - ・標識交付証明書
- ▶ **注意**
  - ・従前のナンバープレートからご当地ナンバープレートへ変更する場合、番号などが変更となります。なお、ナンバープレートの希望番号の選択はできません。
  - ・ナンバーの変更により、自賠責保険などの変更手続きが必要となる場合があります。詳しくは加入している保険会社などにご確認ください。
- ▶ **問い合わせ** 同課市民税担当(内線235)

**税務課からのお知らせ**

**固定資産税に関する土地現況調査を行っています**  
市では現在、市内の土地の利用状況について現況調査を実施しており、「職員証」を携帯した職員が2人1組で行っています。本調査にご理解ご協力をお願いします。  
なお、土地の利用状況を変更した場合は、税務課までご連絡ください。その後、職員が現況調査を行います。

▶ **問い合わせ** 同課資産税担当(内線233)

**税務課臨時職員を募集します**

- ▶ **雇用期間** 平成28年1月12日(火)～3月31日(木)
- ▶ **勤務時間** 午前8時30分～午後5時
- ▶ **勤務場所** 税務課
- ▶ **業務内容** 市・県民税(住民税)課税事務の補助(書類整理や簡単なパソコン操作など)
- ▶ **募集人数** 5人
- ▶ **時給** 830円
- ▶ **選考方法** 面接の上、選考します。
- ▶ **面接日** 12月17日(木)
- ▶ **申し込み** 市販の履歴書(写真貼付)に必要な事項を記入の上、12月10日(木)までに税務課に持参してください。
- ▶ **問い合わせ** 同課市民税担当(内線231)

**事業を営んでいる方へ  
償却資産の申告が必要です**

平成28年1月1日現在、市内に事業用資産を所有している方または貸し付けている方は、税務署への申告とは別に市に対しても償却資産の申告をする必要があります。また、事務所や店舗を借りて事業をしている方は、自分の費用で施工した内装、造作、建築設備などを償却資産として申告してください。

なお、資産に増減がない方、廃業、解散、他市町村への転出、支店の閉鎖などにより資産が無くなった方も、必ず申告をお願いします。

受付期間の後半は混雑しますので、早めに申告するようご協力をお願いします。

- ▶ **申告が必要な方**
  - 法人や個人で、工場、商店、飲食店、美容室、事務所、農業などを経営している方、アパートや駐車場などを貸し付けている方
- ▶ **申告の対象になるもの**
  - 事業のために用いることができる構築物、機械、器具・備品などで、耐用年数が1年以上で1品当たりの取得価額が原則10万円以上のもの
  - 【償却資産の申告対象になるものの例】アスファルト舗装、照明設備、看板、机・応接セット、レジスター、陳列ケース、厨房設備、受変電設備、太陽光発電設備など(詳しくは市ホームページを参照してください)
  - ※自動車税・軽自動車税の対象になるものや、家屋として固定資産税の対象になるものは、償却資産の対象になりません。
- ▶ **申告書受付期間** 平成28年1月4日(月)～2月1日(月)
- ▶ **その他**
  - 平成27年度分の申告をしている方には、11月下旬に償却資産申告書を送りますので、同封の手引きを参考に申告してください。なお、新規に事業を開始した方は、税務課までご連絡いただくか、市ホームページから申告書をダウンロードして申告してください。
- ▶ **申告先・問い合わせ** 同課資産税担当(内線234)

**平成27年分  
青色決算説明会などのお知らせ**

青色決算書などの作成方法や作成に当たったの注意点などについて、次のとおり説明会を開催します。

対象	日時	場所
事業所得および不動産所得を有する青色申告者	12月3日(木) 午後2時～4時	商工センター 403研修室
事業・不動産・農業所得を有する白色申告者	12月3日(木) 午前10時～正午	

- ▶ **その他** 各決算説明会では消費税およびマイナンバー制度についての説明もします。
- ▶ **問い合わせ** 行田税務署個人課税第一部門 ☎556-2121(自動音声案内で2番を選択)

**秋の火災予防運動**



11月9日(月)～15日(日)の間は、秋の火災予防運動期間です。この運動は、火災が発生しやすい時期を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、財産の損失を防ぐことを目的に実施しています。



平成27年度全国統一防火標語

**「無防備な心に火災がかくれんぼ」**

**住宅防火いのちを守る7つのポイント 3つの習慣・4つの対策**

**3つの習慣**

- ・寝たばこは、絶対やめる。
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

**4つの対策**

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ・寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防火品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- ・お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



▶ **問い合わせ** 消防本部予防課 予防担当 ☎550-2121

**ひと涼みアワード  
「最優秀声かけ賞  
アイデア部門」を受賞**



東京ウィメンズプラザ(東京都渋谷区)で行われた表彰式

環境省をはじめ、全国5,457の企業、行政、民間団体(事業者)で組織し熱中症予防を推進する運動「熱中症予防声かけプロジェクト」において、今年度の本市の熱中症予防対策が、全国の行政の中で最もアイデア力のある声掛け活動であったと評価され、ひと涼みアワード2015「最優秀声かけ賞アイデア部門(行政)」を受賞しました。審査員からは、本市の市民による市民のための熱中症予防活動を行う「熱中症おたすけ隊」の活躍や各種イベント会場での啓発活動など、市民の力、民間の力を最大限に引き出した取り組みが高く評価されました。

▶ **問い合わせ** 保健センター健康づくり支援担当(内線378)

**特定健診を積極的に活用していただくため、  
電話での受診案内を実施します**

行田市国民健康保険の特定健診を積極的に活用していただくため、今回経年で受診していない方を対象に、本市が委託したオペレーターから電話での受診案内を実施します。特定健診を受診し、年に一度は健康チェックをしましょう。

- ▶ **実施期日** 11月1日(日)～30日(月)
- ▶ **実施時間** 【月～金曜日】午前9時30分～午後6時  
【土・日曜日】午前9時30分～午後7時
- ▶ **委託業者** 株式会社ニチイ学館
- ▶ **発信番号** フリーダイヤル(0120)からご案内します。
- ▶ **対象** 平成27年4月1日現在、行田市国民健康保険加入の40～74歳の方で、経年で特定健診を受診していない方
- ▶ **その他**
  - ・電話勧奨の際に、銀行口座を伺うことや金銭の振り込みを依頼することは絶対にありません。
  - ・既に健診を受診済みまたは予約済みの方は、行き違いですのでご了承ください。
- ▶ **問い合わせ** 保険年金課国保担当(内線271)

**医療生協さいたま生活協同組合と新たに  
「行田市地域安心ネットワークに関する協定」を締結しました**

10月1日に、市は新たに医療生協さいたま生活協同組合と「行田市地域安心ネットワークに関する協定」を締結しました。これで、協定締結事業所は15事業者となりました。

「地域安心ネットワーク」は、協定を結んだ事業所などが日頃の事業活動の中で市民の異変に気付いたときに、市に速やかに連絡し、連絡を受けた市が安否確認や必要な支援を行うもので、市と民間事業者が協力して市民の皆さんが安心、安全に暮らせるよう見守りを強化する取り組みです。市では、この取り組みにご協力いただける団体・事業者を随時募集しています。

▶ **問い合わせ** 福祉課トータルサポート推進担当(内線279)



# 人事行政の運営状況を公表します

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの人事行政の運営状況(給与公表に関する部分を除く)の概要を公表します。  
 なお、詳細な内容については、市ホームページおよび市政情報コーナーをご覧ください。

## 1 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況

一般事務職	土木技術職	保健師	消防職	教育職(指導主事)	市費負担教職員	計	(参考)再任用職
10人	3人	2人	5人	4人	23人	47人	9人

(2) 職員の退職の状況

定年退職	勸奨退職	普通退職	その他(死亡、免職、失職、任期付など)	計
10人	1人	4人	27人	42人

## 2 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要(標準的なもの)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時

(2) 年次有給休暇の取得状況(一般職員)

	平成26年	平成25年	対前年増減
平均取得日数	6.6日	6.3日	0.3日

(注) 期間は各年1月1日から12月31日までの1年間です。

(3) 病欠休暇、介護休暇および組合休暇の取得状況

病欠休暇	介護休暇	組合休暇
30人	0人	0人

(4) 育児休業などの取得状況

休業の種類 休業者の内訳	育児休業		育児短時間勤務		部分休業	
	うち新規	うち新規	うち新規	うち新規	うち新規	うち新規
取得者合計	14人	1人	2人	1人	13人	8人
うち女性	14人	1人	2人	1人	13人	8人
うち男性	0人	0人	0人	0人	0人	0人

※上記以外の休業制度はなし

(5) 時間外勤務の状況

職員1人当たりの月平均(時間外勤務時間数)	6.1時間
-----------------------	-------

## 3 職員の分限および懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

区分	降任	免職	休職	降給
勤務成績が良くない場合	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合	0人	0人	8人	0人
職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人	0人	0人
職制などの改廃などにより過員を生じた場合	0人	0人	0人	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0人	0人	0人	0人
条例で定める理由による場合	0人	0人	0人	0人

(2) 懲戒処分の状況

区分	戒告	減給	停職	免職
法令に違反した場合	0人	1人	0人	0人
職務上の義務に違反または職務を怠った場合	0人	0人	0人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0人	0人	0人	0人

## 4 職員の服務の状況

営利企業等従事の許可状況

営利企業などの従事の内容	許可件数	摘要
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員などの地位を兼ねる場合	—	
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	—	
報酬を得て事業または事務に従事する場合	5件	農林業センサス調査指導員

## 5 職員の研修および勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

研修区分	研修内容・派遣先など(カッコ内は修了者数)
一般研修(市単独)	・新規採用職員研修(36人)・CS向上研修(46人) ・技術研修会(22人)
一般研修(四市共同)(行田・加須・羽生・鴻巣)	・初級職員研修(18人)・中級職員研修(16人) ・上級職員研修(11人)・法制執務研修(18人) ・監督者研修(6人)
特別研修	・考課者研修(30人)・人事考課制度研修(80人) ・人権問題研修会(141人)・救急応急処置研修(137人) ・メンタルヘルス研修(210人) ・アンガーマネジメント(ハードクレーン対応)研修(22人)
自己啓発促進	・通信教育講座(7人)
派遣研修	・自治大学校(2人)・市町村アカデミー(9人) ・国土交通大学校(1人)・友好都市職員交流研修(2人) ・階層別研修(90人)・選択研修(91人) ・講師養成研修(4人)・民間企業派遣研修(1人) ・人づくりセミナー(14人)・その他各種研修会(17人)

(2) 勤務成績の評定の状況

対象職員	一般職(教育長、臨時・非常勤職員を除く)全職員
評定回数	年2回
活用方法	勤勉手当、昇給

## 6 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 健康診断の状況

区分	受診者	受診率
定期健康診断	458人	86.9%
胃がん検診	102人	19.4%
大腸がん検診	430人	81.6%

(2) 公務災害の発生状況

区分	人数
公務災害	2人
通勤災害	—

## 7 勤務条件に関する措置の要求の状況

1件

## 8 不利益処分に関する不服申立ての状況

該当なし

▶問い合わせ 人事課人事給与担当(内線208)

## 滞納整理強化期間実施中

# ～公平な税負担を確保するために～

市では、皆さんに納めていただいた税金により、快適で住み良いまちづくりを行っています。税金は、皆さんの生活に欠かすことのできない行政サービスを推進するための大切な財源です。

税金は納期限内に納めていただくことが原則です。納期限内に納付しないで滞納になると、「うっかり」の悪意のない納め忘れの場合でも、法律に基づき差押えという滞納処分を受けることがあります。

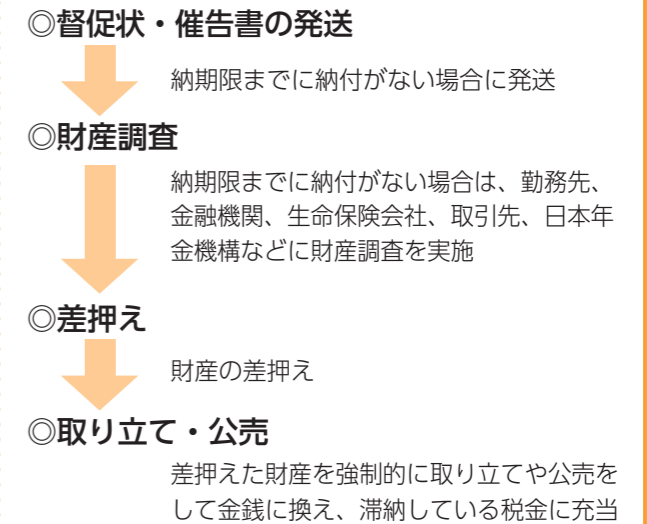
## 督促状発送後、10日を経過した日までに完納しないときは、

### 「滞納者の財産を差し押さえなければならない」と法律で規定されています。

### 平成26年度差押えなどの実績

差押財産	件数
不動産	5件
預貯金	89件
給与・年金	64件
生命保険	57件
所得税還付金	12件
動産	4件
自宅の搜索	1件
<b>合計</b>	<b>232件</b>

### 滞納処分の流れ



### 口座振替をご利用ください

市税は口座振替で納付できます。安心・確実・便利な口座振替をぜひご利用ください。市内金融機関または市役所で申し込みできます。

### コンビニで納付できます

市税はコンビニエンスストアで納付できます。休日・夜間、時間を問わずに納付できますので、ぜひご利用ください。なお、納期限を過ぎた納付書など、取り扱いができない場合があります。ご注意ください。

### 電話での納付確認を実施中

市税の未納がある方に「行田市納税コールセンター」から、電話での納付の確認と納付の呼び掛けを行っています。

### 納税相談はお早めに

病気や失業などのやむを得ない事情により納付が困難な方は、早期にご相談ください。

市役所の通常業務時間内に来庁できない方のために、次のとおり納税相談窓口を開設していますので、ご利用ください。

### 休日・夜間窓口

- 休日 毎週日曜日の午前8時30分～正午 ※年末年始を除く
- 夜間 毎週火曜日の午後5時15分～7時 ※祝日および年末年始を除く
- 場所 収納課

▶問い合わせ 同課収納担当(内線236)



10 特別職の報酬などの状況(平成27年4月1日現在)

区分		給料月額など	
給料	市長	933,000円(H23.7.1~H27.4.30)	839,700円
	副市長	780,000円(H23.7.1~H27.4.30)	702,000円
	教育長	702,000円(H23.7.1~H27.4.30)	631,800円
報酬	議長	482,000円	
	副議長	429,000円	
	議員	407,000円	
期末手当	市長	(26年度支給割合) 4.0月分	
	副市長	4.0月分	
	教育長	4.0月分(勤労手当を含む)	
退職手当	市長	(算定方法) 給料月額×在職月数×40/100	(支給時期) 任期毎
	副市長	給料月額×在職月数×30/100	任期毎
	教育長	給料月額×在職月数×30/100	任期毎

※平成23年7月1日から平成27年4月30日までの間、給与の減額措置として、市長、副市長および教育長の給料の10%を減額しています。

11 人口1万人当たりの職員数(平成27年4月1日現在)

行田市	66.1人	県内市平均	67.7人
-----	-------	-------	-------

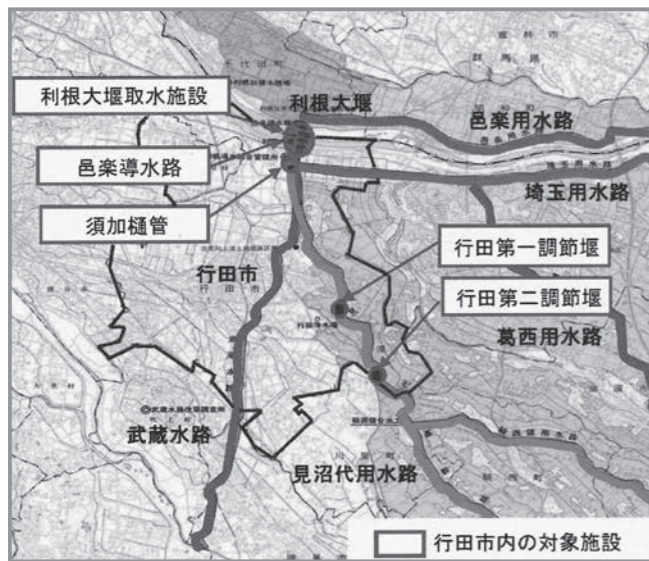
※県内で人口1万人当たりの職員数が最も少ない市は50.4人、最も多い市は113.7人となっており、行田市は最少市から数え23番目に位置しています。

12 部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

部門	区分		対前年増減数
	平成26年	平成27年	
一般行政部門	339人	337人	△2人
特別行政部門(教育・消防)	178人	181人	3人
普通会計の計	517人	518人	1人
公営企業等会計部門(水道・下水道・その他)	39人	40人	1人
合計	556人	558人	2人

▶問い合わせ 人事課人事給与担当(内線208)

## 利根導水路の耐震補強工事が11月から始まります



利根導水総合事業所では、大規模地震で用水供給への影響や第三者への二次災害が想定される施設の耐震補強工事を11月から着手します。

工事期間中は、一部関係する道路、橋の交通規制を予定しています。交通規制については、詳細な内容が決まり次第お知らせします。ご不便をお掛けしますが、皆様のご理解ご協力をお願いします。

- ▶工事期間 11月～平成34年3月(予定)
- ▶問い合わせ (独)水資源機構利根導水総合事業所 ☎557-1501

## 人事異動(課長級以上の職員)

●異動 平成27年10月1日付  
 【特別職】▼副市長 川島将史(副市長兼総務部長事務取扱)

【部長・参事】▼総務部長 風間祥一(市民生活部長兼危機管理監)  
 ▼市民生活部長兼危機管理監 藤井宏美(総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会書記長)

【部次長】▼総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会書記長 吉田悦生(環境経済部商工観光課長兼(公財)行田)

市中小企業退職金共済会事務局次長)

【課長・副参事・幹】▼環境経済部商工観光課長兼産業振興推進幹事兼副参事兼(公財)行田市中小企業退職金共済会事務局次長 儀貝和美(環境経済部商工観光課産業振興推進幹事兼副参事)

▼問い合わせ 人事課人事給与担当(内線208)

# 市職員の給与などを公表します

市職員の給与・職員数について、常に適正化を図っています。このたび、平均給料月額などを表にまとめましたのでお知らせします。

1 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口(平成26年度末)	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率B/A
平成26年度	84,028人	千円 27,350,340	千円 1,025,268	千円 4,318,419	15.8%

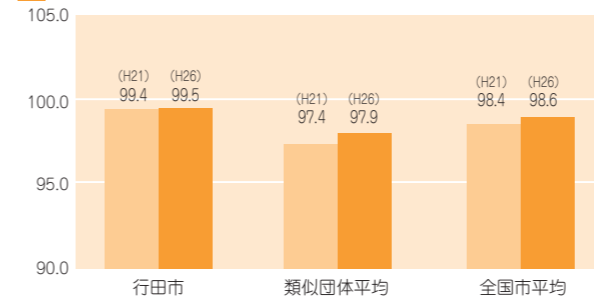
※人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

2 職員給与費の状況

区分	職員数A	給与費				1人当たりの給与費B/A
		給料	職員手当	期末勤労手当	計B	
平成27年度	(17) 523人	千円 2,017,849	千円 506,102	千円 799,328	千円 3,323,279	千円 6,154

※職員数および給与費は一般会計当初予算に計上された額であり、水道事業、下水道事業、国民健康保険事業などの特別会計に関するものは含まれません。職員手当には退職手当を含みません。なお、かっこは再任用短時間勤務職員に関する数値の外書きです。

3 ラスバイス指数の状況(各年4月1日現在)



※ラスバイス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスバイス指数を単純平均したものです。

4 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
行田市	40.7歳	320,271円	373,504円
埼玉県	43.4歳	335,401円	375,393円
国	43.5歳	335,000円	408,472円
類似団体	42.6歳	322,632円	357,265円

② 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
行田市	54.5歳	352,089円	388,032円
埼玉県	51.2歳	331,881円	364,062円
国	50.1歳	287,992円	326,611円
類似団体	49.7歳	316,350円	336,838円

※一般行政職とは、税務職、医療技術職、看護・保健職、福祉職、消防職、企業職、技能労務職、教育職のいずれの職種にも属さない全ての職員をいいます。平均給与月額は平均給料月額に扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、管理職手当の毎月決まって支給される各手当の総支給額を各職種区分の職員数で割った額を加えたものです。

5 職員の初任給の状況(平成27年4月1日現在)

区分	行田市	埼玉県	国
一般 大学卒	180,800円	180,800円	174,200円
行政職 高校卒	146,500円	146,500円	140,100円

6 職員の経験年数・学歴別平均給料月額の状況(平成27年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般 大学卒	271,457円	314,267円	342,050円
行政職 高校卒	—	230,250円	—

※経験年数とは、採用後の年数をいいます。

7 行政職の級別職員数の状況(平成27年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	主任	主査	主幹	課長 副参事 幹	次長	部長 参事	
職員数	57人	113人	112人	88人	77人	51人	14人	14人	526人
構成比	10.8%	21.5%	21.3%	16.7%	14.6%	9.7%	2.7%	2.7%	100.0%

※市の給与条例に基づく行政職給料表の級区分による職員数であり、現業職員を含みません。標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

8 期末手当・勤労手当

行田市	国
(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分)	(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分)
勤労手当 1.50月分 (0.70月分)	勤労手当 1.50月分 (0.70月分)

行田市	国
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級などによる加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級などによる加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

※かっこ内は、再任用職員に関する支給割合です。

9 退職手当(平成27年4月1日現在)

行田市	国
(支給率) 自己都合 勤奨・定年 動続20年 20.445月分 25.55625月分 動続25年 29.145月分 34.5825月分 動続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分	(支給率) 自己都合 勤奨・定年 動続20年 20.445月分 25.55625月分 動続25年 29.145月分 34.5825月分 動続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)

※国の定年前早期退職特例措置において、定年前1年以内の者については2%の加算となります。